

要性、合理性、すなわち憲法論、法律論で言うところの立法事実論をしていないというような御認識なんでしょうか。あるいは、衆議院よりも劣る議論しかしていないというような御認識なんでしょうか。簡潔にお願いします。

○参考人(浅野善治君) 決してそういう議論をしていないということではなくて、余りにも議論の中心が政府案の賛否ということにとられ過ぎて、いるんじゃないかという意味です。

ですから、イメージとして、安全保障法制の法案が参議院に提出される、予備審査として衆議院に送付される、衆議院は対政府質疑をがんがんにやっている、その中で参議院は議員間同士でその政策の審議をやる、そういうことを一緒に国民に見せていくということをする、参議院の独自性というのは極めて出るんじゃないかと、そういうようなイメージですね。余りにも参議院、政府法案の賛否ということにとられ過ぎた議論になっているんじゃないかという意味です。

○小西洋之君 ありがとうございます。

ちよつと多分御認識が少し私の認識するところと違うと思うので、参議院のためにも補足させていたただきたいんですが、我が憲法審査会で平成二十六年十月の二十二日、私、当時幹事でしたけれども、政府の解釈の変更、集団的自衛権、すなわち立法事実がないと、今日の朝日新聞にも大きく載っていましたけれども、国家安全保障局は立法事実を証明する文書も作っていないし、内閣法制局はその審査すらしていない。五月から衆議院で安保国会が始まりましたけれども、その以前から、かつ五月以降の安保国会と並行して我が参議院でもこの立法事実論などを始めとする違憲論点について、当然立法事実論ですから政策論も重なりますけれども、質問を重ねておりましたので、そうしたことについて、あえてこれを申し上げるのは、浅野参考人も議事人、衆議院の法制局で我々の立法補佐をしてくださったという方でございますので、御案内のとおり、政府の七月一日の集団的自衛権の解釈変更というのは立法事実すらな

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋でございます。

ちよつと時間だと思っておりますが、会長の差配をいただいて質問をさせていただきます。

まず、浅野参考人に伺わせていただきます。

先ほど、レジユメの一番最後のところで、安保法制についてですけれども、政府提出法案の賛否ではなく安全保障政策の審議の重要性ということをおっしゃられましたけど、この意味は、我が参議院がこの政策論、政策の必要性、安保法制の必

い、昭和四十七年政府見解の中に集团的自衛権が合憲と書いてあると、当時の内閣法制局長官はそういう憲法解釈であれを作ったんだというのだけが合憲の根拠なんです。

ところが、吉國法制局長官たちが作るきっかけになった三週間の国会答弁で、集团的自衛権は絶対できないと一貫した答弁をしているのが事実でございますので、恐れ入りますが、やはり浅野参考人も、あと荒井参考人もそういう実務をされている法律の、今は学者様でいらつしやいますから、我々国会ではそういう論理的な質疑をちゃんとやっておりますので、どうかそれを世に、これマスコミの方のお仕事でもあると思うんですけども、お願いをしたいと思います。

済みません、ちよつと時間限られていますので次の質問に参らせていただきますけど、今の観点で、今日両参考人から、衆議院と参議院の関係、二院制ということで、行政監視というような観点でそれぞれお話をいただきました。私は、今の政治の局面で一番求められている行政監視というのは、荒井参考人のお言葉にもありましたけれども、憲法保障、立法府が政府が行った解釈変更、またそれに基づいて法案を出した閣法ですので、その憲法保障、憲法監視をしつかりとすることが一番の大事な仕事ではないかというふうに思っております。

その観点でちよつと御質問させていただきましたんですけど、我が参議院の憲法審査会には、荒井参考人はよく御存じだと思えますけれども、平成二十六年の六月十一日に、国民投票法の改正のときに附帯決議が付けられております。第六項、政府にあつては、憲法の解釈を変更しようとするときは、当該解釈の変更の案、つまり七・一閣議決定の最終案そのものです、解釈の変更案及び第四項における政府の憲法解釈の考え方に係る原則への適合性について、国会での審議を十分に踏まえることという附帯決議、荒井参考人もよく御存じだと思えます。

政府の解釈変更というのは、この附帯決議、国

権の最高機関の附帯決議に違反し、国会が持つ憲法監視機能を侵害しているものというふうな考えでよろしいでしょうか。荒井参考人に伺います。

○参考人(荒井達夫君) 今の小西議員の話はどつちとも言えないという感じを私はします。ただ、この問題については私は意見があります。それをちよつとお話しさせていただきます、こんな感じでは。

行政監視、それから法を誠実に執行するということの観点から考えたときに、今起きていることはどういふことかということだと思います。主権は国民にあり、主権者が定めた憲法に基づき内閣と国会は権限を与えられているのであるから、内閣と国会は国民に対して憲法の誠実な執行を行う義務を負っているということです。これが憲法尊重義務であつて、立憲主義に基づく内閣と国会の義務と私は考えます。

そして、集团的自衛権の行使というのが憲法上一切許されないという話、これは政府が一貫した解釈でした。集团的自衛権の行使を認めるためには憲法の条文改正が必要であるということ、これは内閣が憲法解釈の変更によつて集团的自衛権の行使を認めるというの、これを否定することになるのではないかと思います。それから、もう一つです。憲法の解釈変更を前提として法改正でよいとするやり方、これを取ることは憲法事項を法律で済ませようとするものになつてしまふんじゃないか。集团的自衛権の行使を認めるためには憲法の条文改正が必要であるという国民の了解に反するのではないかと。これは、憲法尊重擁護義務に反して集团的自衛権を認める安保関連法を国会が可決したというの、これは憲法違反になつてしまふんじゃないかと私は思いました。そして、それをずつとお話ししてまいりました。

○小西洋之君 荒井参考人、ありがとうございます。重ねて伺わせていただきます。

荒井参考人も、また浅野参考人も御存じのとおり、我が憲法審査会の任務というのは、国会法で、全く同じ条文です、衆参、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行う、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うというのが我が憲法審査会の任務でございます。そうすると、荒井参考人がおっしゃつたように、もし政府又は与党が憲法違反の解釈変更、立法を行つていられるのであれば、まずはそれを徹底的に審議するのがこの審査会の役割であり、それすらしない憲法審査会に憲法改正原案の議論をする資格というものもあるのか、資格というか、できるのか、能力的に、そう思うんですけど、いかがでしょうか。

憲法審査会の規程上、我々は安保法制、解釈変更について議論する任務があるという理解でよろしいでしょうか。

○参考人(荒井達夫君) 憲法の基本原理に関わる話というのは、まず最初に議論しなければならぬと私は思います。これは、憲法とは何かという話に関わります。憲法審査会というのは、常に憲法とは何かということから議論しなさいけないうのは、そういう立場に立とうと徹底して議論しない限り憲法改正の話というのは出てきようがないだろうというのが私の意見です。

○小西洋之君 ありがとうございます。

○会長(柳本卓治君) 他に質疑の希望はございますか。——他に御発言もないようですから、参考人に対する質疑は終了いたします。

参考人の皆様には貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。審査会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時三十七分散会